

別表 1

本補助金における中小企業者・小規模企業者の定義		
支給対象となりうる者	支給対象にならない者	
○会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社，合名会社，合資会社，合同会社，特例有限会社，企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと	○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体 等 ○宗教上の組織又は団体，政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○医療法人，社会福祉法人，学校法人，一般社団法人，公益社団法人，一般財団法人，公益財団法人，認定特定非営利活動法人，（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師，歯科医師，助産師 ○個人農林漁業者及び農事組合法人 ○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者	
基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下